⑵① 単体の場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上のＰＣ橋上部工工事と1,200点以上の鋼橋上部工工事の両方を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（ＰＣ橋上部工工事）と1,200点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者は当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上のＰＣ橋上部工工事と1,200点以上の鋼橋上部工工事を有している者と特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外は当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上のＰＣ橋上部工工事又は1,200点以上の鋼橋上部工工事を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者は当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（ＰＣ橋上部工工事）と1,200点以上（鋼橋上部工工事）、特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外は当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（ＰＣ橋上部工工事）又は1,200点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

③ 特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上のＰＣ橋上部工工事と1,200点以上の鋼橋上部工工事を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（ＰＣ橋上部工工事）又は1,200点以上（鋼橋上部工工事）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷ 施工実績　平成16年度以降に元請けとしてしゅん功認定された次の工事の施工実績を有すること。

・求める実績１、求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。）

① 単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者　経営事項評価点数1,200点以上のＰＣ橋上部工工事と経営事項評価点数1,200点以上の鋼橋上部工工事

・要件
求める実績１
固定支保架設工法により架設した最大支間長35m以上あるＰＣ箱桁橋の工事
求める実績２
送出し工法により架設した最大支間長50m以上ある鋼箱桁橋の工事

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

⒜ 経営事項評価点数1,200点以上のＰＣ橋上部工工事
・要件
求める実績１
ＰＣ箱桁橋の工事

⒝ 経営事項評価点数1,200点以上の鋼橋上部工工事
・要件
求める実績２　鋼箱桁橋の工事

③ 特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合

⒜ 経営事項評価点数1,200点以上のＰＣ橋上部工工事
・要件
求める実績１　固定支保架設工法により架設した最大支間長35m以上あるＰＣ箱桁橋の工事

⒝ 経営事項評価点数1,200点以上の鋼橋上部工工事
・要件
求める実績２　送出し工法により架設した最大支間長50m以上ある鋼箱桁橋の工事

⑸ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）又は共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。ただし、両工種の有資格者である場合は（甲）（乙）どちらでもよい。又は共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。

③ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺ 記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵ 技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や新たなプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。